

第4回審議会	
資料 5	R7.5.22

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年調布市条例第 2 4 号。以下「条例」という。）第 3 2 条第 1 項の規定により，令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので，告示する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

- 1 目的 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）に基づく一般廃棄物処理計画において，基本計画に当たる調布市一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）（以下「基本計画」という。）を令和 5 年 3 月に策定した。その基本理念を「すべての人の取組と互いの連携で，より一層の 3 R の推進と環境負荷の低減を進め，持続可能な社会の実現を目指す」と定めており，それぞれの目標値を達成するために，市民，事業者及び各種団体と市が協働して廃棄物対策に継続して取り組む。

本計画は，一般廃棄物処理実施計画として，基本計画に基づき単年度の事業計画を定めるものである。

- 2 計画区域 調布市全域
- 3 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 人口 調布市の人口見込み（令和 7 年 1 0 月 1 日時点）
2 4 0 , 8 8 9 人

5 一般廃棄物の種類並びに収集・運搬計画及び処理計画

種 類 及 び 分 別 の 区 分			収 集 ・ 運 搬 計 画				処 理 計 画										
			収集 ・運搬量	主体	収集 区域	収集回数	収集 方法	中 間 処 理		最 終 処 理							
								主体	処理方法	主体	処理方法						
し み	家庭系廃棄物（小規模事業所を含む。）	燃やせるごみ		27,500 ト	市委託業者	市全域	毎週2回	戸別収集 （※1）	ふじみ衛生組合 （クリーンプラザふじみ）	焼却	東京たま広域資源 循環組合	（焼却残さ） エコセメント化					
		燃やせないごみ		3,200 ト			隔週1回 （※3）		ふじみ衛生組合 （リサイクルセンター）	破碎・選別	ふじみ衛生組合 （リサイクルセンター）	（破碎・選別残さ） クリーンプラザふじみ にて焼却 （資源物） 資源化					
		資源物	古紙	8,400 ト			毎週1回		市	選別	民間業者	資源化					
			布類	1,300 ト					市								
			空き瓶	1,900 ト					市								
			空き缶	700 ト					市								
			ペットボトル	1,100 ト			隔週1回 （※4）		ふじみ衛生組合 （リサイクルセンター）	選別（※5） 焼却（※5）	民間業者	資源化					
			容器包装プラスチック	4,300 ト			毎週1回		ふじみ衛生組合 （リサイクルセンター）	焼却（※5）	東京たま広域資源 循環組合	（焼却残さ） エコセメント化					
			小型電子機器等	4 ト					市	選別	民間業者	資源化					
		有害ごみ		90 ト			隔週1回 （※3）	戸別収集 （※1）	ふじみ衛生組合 （リサイクルセンター）	選別	委託業者（野村興産）	資源化					
	家庭系廃棄物	粗大ごみ		2,200ト			随時	戸別収集 （※1） ・持込み	市	破碎・選別	（可燃系） 東京たま広域資源 循環組合	（焼却残さ） エコセメント化					
		拠点回収（紙パック）	30 ト								（不燃系） ふじみ衛生組合 （リサイクルセンター）	（破碎・選別残さ） クリーンプラザふじみ にて焼却					
											（鉄類） 民間業者	資源化					
											（羽毛布団） 民間業者	資源化					
											民間業者	資源化					
	事業系 廃棄物	事業系可燃物		7,600 ト				持込み	ふじみ衛生組合 （クリーンプラザふじみ）	焼却	東京たま広域資源 循環組合	（焼却残さ） エコセメント化					
		事業系食品残さ		40 ト				持込み	株式会社アイル・クリーンテック	堆肥化	—	—					
		動物死体（※2）		600 体				戸別収集	—	—	委託（慈恵院）	火葬					
	し尿		400 ト	市委託業者					戸別収集 ・持込み	市	希釈放流方式	東京都	再生処理				

(※1) 集合住宅における家庭系廃棄物の収集方法は、集積所収集とする。

(※2) 占有者又は管理者は自らの責任で行う。

(※3) 7月から9月までは4週に1回

(※4) 7月から9月までは4週に3回

(※5) ふじみ衛生組合リサイクルセンターの建替え工事のため、焼却により処理（一部を除く。）

備考 条例第34条第1項に規定する所定の場所は，次の表のとおりとする。ただし，調布市ふれあい収集実施要綱（平成16年調布市要綱第1号）に基づくふれあい収集の利用者にあつては，原則として当該利用者の住戸の入口付近の当該住戸の敷地内又は当該利用者の住戸内とする。

区分	収集方法	排出場所
戸建住宅	戸別収集	各住戸の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内
集合住宅	集積所収集	当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所
少量排出事業所	戸別収集	各事業所の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内

注1 この表において「集合住宅」とは，共同住宅，長屋，寄宿舍，下宿その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

注2 この表において「少量排出事業所」とは，調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱（平成16年調布市要綱第3号）第7第4項の規定により，収集，運搬及び処分の実施の決定を受けた事業所をいう。

注3 戸別収集及び集積所収集の収集日は，全戸に配布する「調布市ごみリサイクルカレンダー」記載のとおりとする。

6 調布市一般廃棄物処理基本計画目標値

(1) 市民1人1日当たりの総ごみ量

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標 (※1)	704グラム	701グラム	697グラム
実 績	674グラム	672グラム (※2)	—

目標年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和12年度 (最終目標年度)
目 標 (※1)	693グラム	688グラム
実 績	—	—

(2) 二酸化炭素（CO₂）発生量（令和3年度（11,666トン）との比較）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	11,651トン	20,883トン (※3)	20,933トン (※3)
実 績	11,722トン (0.5%増)	19,593トン (67.9%増) (※2) (※3)	—

目標年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和12年度 (最終目標年度)
目 標	20,952トン (※3)	8,718トン
実 績	—	—

(3) 最終処分量

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	ゼロ	ゼロ	ゼロ
実 績	ゼロ	ゼロ (※2)	—

目標年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和12年度 (最終目標年度)
目 標	ゼロ	ゼロ
実 績	—	—

(※1) 推計値（調布市一般廃棄物処理基本計画（第3次）資料21に基づく。）

(※2) 見込値（令和6年4月から令和7年1月までの実績に基づく。）

(※3) ふじみ衛生組合リサイクルセンター建替え工事期間中（令和6年度～令和11年度），収集したペットボトル（一部を除く。）及び容器包装プラスチックを焼却処理（サーマルリサイクル）を実施

7 基本計画推進のための施策

調布市一般廃棄物処理基本計画（第3次）を推進し，更なるごみ減量・リサイクルに取り組むため，以下の方策を実施する。

1 徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開

- ・ 1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進
- ・ 1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進
- ・ 1.3 循環型事業活動の促進
- ・ 1.4 リユースの推進

2 更なる資源化の推進

- ・ 2.1 資源化の推進
- ・ 2.2 家庭ごみ・資源の分別の徹底
- ・ 2.3 事業系ごみの資源化

3 適正な処理体制の維持

- ・ 3.1 ごみの排出と収集運搬
- ・ 3.2 ごみの中間処理
- ・ 3.3 最終処分量ゼロの維持
- ・ 3.4 緊急事態への対応

4 市民・事業者・各種団体との連携・協働の推進

- ・ 4.1 各主体との連携推進
- ・ 4.2 普及・啓発の推進
- ・ 4.3 環境教育・学習の推進

8 収集・運搬を行わない一般廃棄物等の品目及び処理（処分）の方法

品目	種類	処理及び処分の方法
エアコン，テレビ（ブラウン管式，液晶式及びプラズマ式），電気冷蔵庫及び電気冷凍庫並びに電気洗濯機及び衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物	購入した販売店，一般財団法人家電製品協会等に処理を申し込むこと。
パーソナルコンピュータ及びディスプレイ	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づくもの	製造業者，一般社団法人パソコン3R推進協会等に処理を申し込むこと。

自動車及び二輪車（原動機付自転車を含む。）	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）並びに国内二輪車メーカー及び輸入業者の自主的取組である二輪車リサイクルシステムに基づくもの	自動車の場合は，都道府県知事等の登録等を受けた販売事業者，自動車整備事業者等の引取業者に処理を申し込むこと。二輪車の場合は，廃棄二輪車取扱店又は指定引取場所に処理を申し込むこと。
農薬，試薬，毒物，劇物等の薬品類	危険性のあるもの	製造業者，購入した販売店又は専門業者等に処分を依頼すること。
医療系廃棄物（注射針，自己注射針（使い捨てペン型インスリン注入器，採血用せん刺針，血糖測定テスター等），自己注射以外の注射針（医療用注射針，点滴針等），血液や体液が大量に付着したもの等）		
消火器及び可燃性ガス等の圧力容器		
バッテリー（モバイルバッテリーを除く。）		
石油類（ガソリン，灯油，軽油，エンジンオイル，機械油等）及び液体（ペンキ，現像液等）		
その他市長が認めるもの		
ピアノ	処理を著しく困難にし，又は処理施設の機能に支障が生ずるもの	製造業者，購入した販売店又は専門業者等に処分を依頼すること。
直径が8センチメートル以上又は長さが40センチメートル以上の枝木及び厚さが8センチメートル以上の木製品		
自動車及び二輪車（原動機付自転車を含む。）の部品		
瓦れき類（モルタル，コンクリート，ブロック，レンガ，タイル等），石（砂利，墓石，漬物石，庭石等），土砂及びセメント		
家屋の改装等に伴うごみ		

（柱，床材，畳，壁材， 壁紙，断熱材，耐火ボ ード，石こうボード等の建 築廃材及び建具，キッチ ン，風呂，洗面，トイ レ，給湯器，ビルトイン 型家電製品，ソーラーシ ステム等の住宅設備等）		
耐火金庫，ボウリングの 球及びF R P 製品		
粗大ごみより大きいごみ （最大辺が250センチ メートル以上のもの）		
その他市長が認めるもの		

9 一般廃棄物処理施設一覧

(1) 中間処理施設

	施設名	処理能力	処理方法	運営主体
燃やせるごみ	クリーンプラザふじみ	144トン／24時間 ×2基	焼却	ふじみ衛 生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
燃やせない ごみ・粗大 ごみ	ふじみ衛生組合リサイ クルセンター	35.5トン／5時間 ×2基 破砕機 3トン／5時間 容器包装プラスチック と共用	破砕・選別	ふじみ衛 生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
空き瓶	調布市クリーンセンタ ー	9.4トン／5時間	選別・積替・ 保管	市
	調布市野水2丁目1番地1			
空き缶	調布市クリーンセンタ ー	2.9トン／5時間	選別・圧縮・ 保管	市
	調布市野水2丁目1番地1			
ペットボト ル	ふじみ衛生組合リサイ クルセンター	7.5トン／5時間	選別・圧縮・ 梱包	ふじみ衛 生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
容器包装プ ラスチック	ふじみ衛生組合リサイ クルセンター	不燃ごみ処理能力に準 拠	選別・圧縮・ 梱包	ふじみ衛 生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
事業系食品 残さ（生ご み）	株式会社アイル・クリ ーンテック寄居工場	108トン／24時間	堆肥化	株式会 社アイル・ クリーン テック
	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328番地			
し尿	調布市クリーンセンタ ー	—	希釈放流方式	市

	調布市野水 2 丁目 1 番地 1
--	-------------------

(2) 最終処分施設

	施設名	処理方法	運営主体
焼却残さ (焼却灰)	二ツ塚廃棄物広域処分場内エコセメント化施設	エコセメント 化	東京たま 広域資源 循環組合
	西多摩郡日の出町大字大久野 7 6 4 2 番地 (二ツ塚処分場内)		
廃乾電池及 び廃蛍光管	野村興産株式会社イトムカ鉱業所	資源化	野村興産 株式会社
	北海道北見市留辺蘂町富士見 2 1 7 番地 1		
動物死体	宗教法人慈恵院附属多摩犬猫霊園	火葬	宗教法人 慈恵院
	府中市浅間町 2 丁目 1 5 番地 1		